第三者意見書

2025 年 9 月 30 日
株式会社　日本格付研究所

評価対象： 日興電気通信株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス
貸付人：株式会社商工組合中央金庫
評価者：株式会社商工中金経済研究所
第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：
本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。
また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が日興電気通信株式会社（「日興電気通信」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。[1]

③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1　定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、日興電気通信の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、日興電気通信がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2　フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

[1] 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図

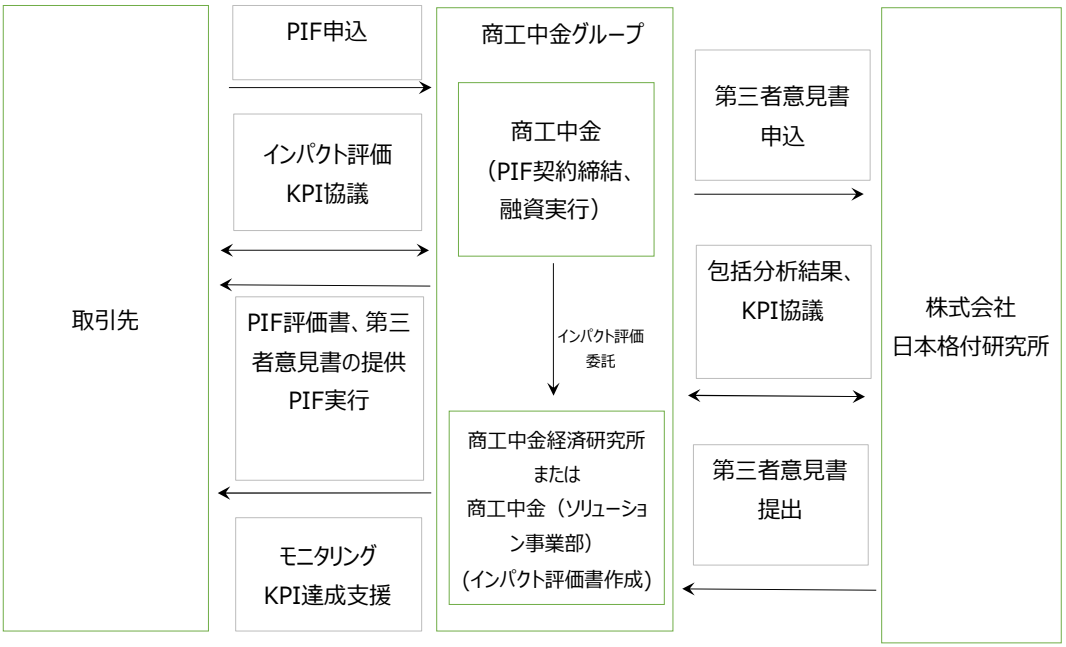

(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3　透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト

・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス

・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4　評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分

析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である日興電気通信から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

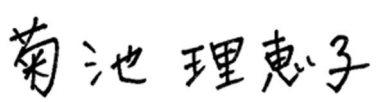

菊池　理恵子

担当主任アナリスト

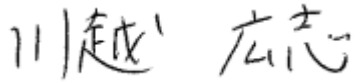

川越　広志

担当アナリスト

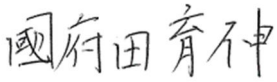

國府田　育伸

JCR Sustainable PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ
「ポジティブ・インパクト金融原則」
「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」
環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（http://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 9 月 30 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が日興電気通信株式会社（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（※１）に対するファイナンスに適用しています。

※１：中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
    2.1 基本情報
    2.2 業界動向
    2.3 企業理念、経営方針等
    2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	NDTC 日興電気通信株式会社
借入金額	280,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 9 月

2.企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	東京都品川区西五反田 7 丁目 24 番 5 号 ONEST 西五反田スクエア
創業・設立	【創業】1959（昭和 34）年 3 月 【設立】1964（昭和 39）年 7 月
資本金	72,000,000 円
従業員数	109 名　（2025 年 5 月現在） （うち正社員は 94 名）
事業内容	監視カメラシステム及び映像表示システム等の Visual Network システムの開発・製造・販売・工事・保守業務　他
主要取引先	日本電気株式会社 NEC プラットフォームズ株式会社 防衛省・国土交通省　他

【2.1.1 業務内容】

当社は主に以下の記載する４つの事業を行う企業である。

● **システム事業**

映像情報を「視る・送る・見せる・活かす」というカテゴリで有機的に接続し「CCTV(監視カメラシステム(※2))」や「大型映像表示システム」などの映像に関するシステムの構築を、提案から開発・設計・機器の選定及び製造・検査・現地での設置工事及び設置後の保守まで一貫して行う事業である。

（当社内での売上比率は全体の約 55%）

（道路向けの監視カメラシステム）



（警察・消防等向け大型映像表示装置）



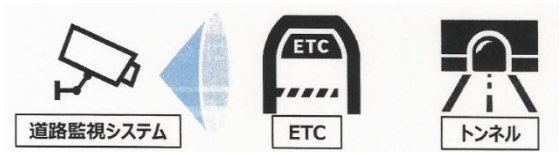



● **商品事業**

監視用のカメラに周辺機能を組み合わせた製品や映像処理装置及び組込みボードなどの開発・製造・保守を行う事業である。また顧客の要望に応じた映像等に関するソフト・ハードの開発や、映像・通信機器の評価作業（画質等の品質評価や耐久性に関する環境評価等）も行っている。

(同　約 15%)

＊右記は現在の当社の主力自社製品である「防犯カメラ付き LED 防犯灯 OwlView Ⅱ」



● **EMS（受託製造サービス）事業**

システム事業で培った技術や実績を基に、放送・映像・監視等のシステムを構成する電子機器や筐体（操作盤・ラック・パネル等）の製造・ワイヤーハーネスの配線・全体の組立等を行う事業である。

(同　約 10%)

● **支援・CS（カスタマーサービス）事業**

全国 8 か所に拠点を設け、個人・法人で使用している NEC のパソコンサポート事業（ヘルプデスクサービスや修理対応）及び企業等での情報機器類のキッティング作業(※3)を行う事業である。　(同　約 20%)

※2 CCTV :Closed-Circuit-Television の略。特定の場所や施設を監視するために、監視カメラで撮影した映像データをクローズドな環境で伝送し、離れた場所のモニター等に表示をして管理するシステム。
※3 キッティング作業：パソコン・プリンタ・タブレット等電子デバイス類の購入からセットアップ作業（OS のインストール・必要なソフトウエアの導入・ネットワーク設定・セキュリティ対策等）・保管・輸送・現地での設定や機器の撤去引取に至るまでのサポートを一連で請け負う作業。

【2.1.2 各事業の内容】

(1) システム事業

① 主な納入実績等

当社の中核事業であり、創業以来 60 年以上にわたり培ってきた映像システム構築に関する経験と技術力を活かして、様々な公共インフラ施設向けにカメラ（IP カメラを含む）・エンコーダ・通信設備（有線・無線 LAN）・映像制御機器・録画（データ保存）機器・画像表示機器及び電源機器等を、用途にとって最適な機器及び技術で選択・設計し、顧客のニーズに沿った監視カメラや大型映像表示などの映像関連のシステムを提供する事業である。

現在はカメラ等の電子機器類は購入による調達が主体であるが、システムや回路の設計・各機器を収納する筐体の設計及び製造・機器の配線や組立、及び設置場所での工事を当社が行っている。

（設置工事については現地での協力企業への外注も行っている）

当社の提供している映像関連システムの主な用途は以下のとおりである。（納入実績は図表 1 参照）

●高速道路(NEXCO 各社)・首都高速・一般国道での CCTV 等の開発・設計・製造業務及び現地での設置工事や ETC 設備用の屋外筐体の設計・製作・設置業務。

●国土交通省向け（河川やダム、港湾や空港の管理等）及び各地方自治体向け（河川・ダム管理等）の CCTV の開発・設計・製造業務及び現地での設置工事。

●消防・警察向けの大型映像表示システムの設計・製造業務及び現地での設置工事 。

（図表 1：当社のシステム事業での主な納入実績）



② 業務の主な流れ

a. システム事業（CCTV・映像表示システム等）の工程の全体像

システム事業では、まず発注者のニーズと現地調査を踏まえ最適なシステムを設計し提案を行う。設計したシステムについては要件定義書・試験仕様書などのドキュメント類の作成から自社工場での製造や組立・検査及び現地での設置工事・操作教育・障害対応などを一貫して行う。また、導入後の機器の修理・システムの定期点検も請け負うなど提案から構築後のアフターフォローまでを総合的に行っている。（図表２参照）

（図表 2:当社のシステム事業の全体像）

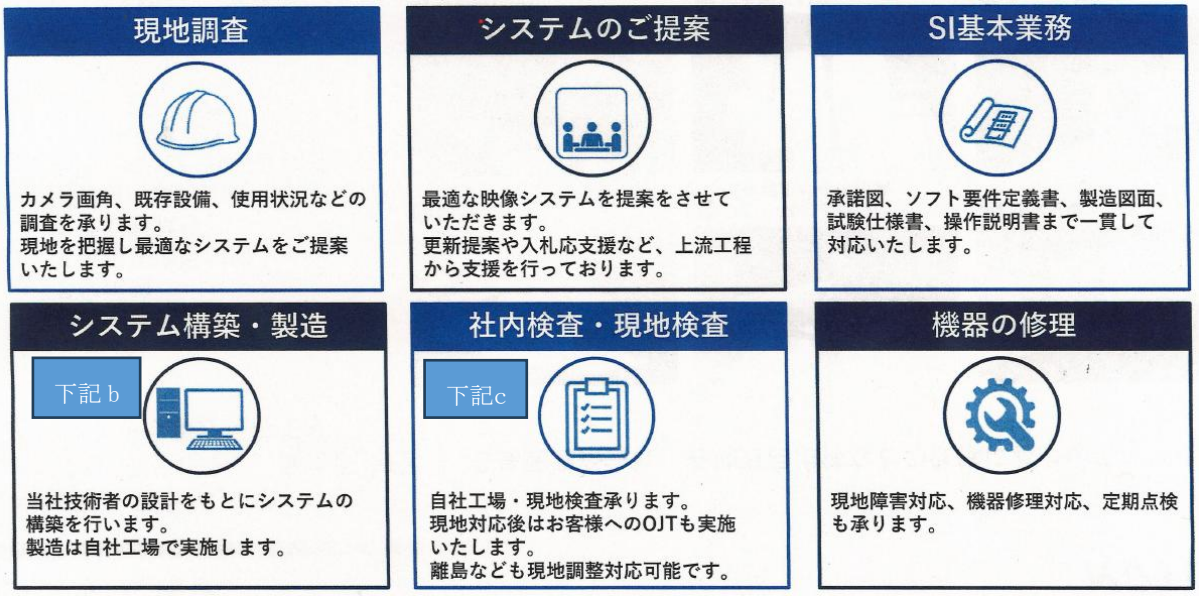

b. システム構築・製造

システムソフトや回路の設計の他、電子機器類を収納する筐体の設計・加工や電子機器の配線および各ユニットの組立も当社にて行っている（筐体の製造に関して詳細設計は当社で行うが、金属加工は協力会社にて行う）。使用する電子機器類はメーカーからの調達が主体であるが、基盤の実装（点検や改修含む）は当社のグループ会社（北海道日興電気通信株式会社）にて行っている。当社の生産拠点である横浜工場での製造工程は主に配線・組立などの手作業による製造が中心となる。（図表３参照）

なお、本事業のシステムは多数の電子機器・配線・筐体を組み合わせてシステムを構成しているため、生産管理・品質管理・原価管理等の管理が重要となる。

（図表 3:当社の構造設計のフロー図）

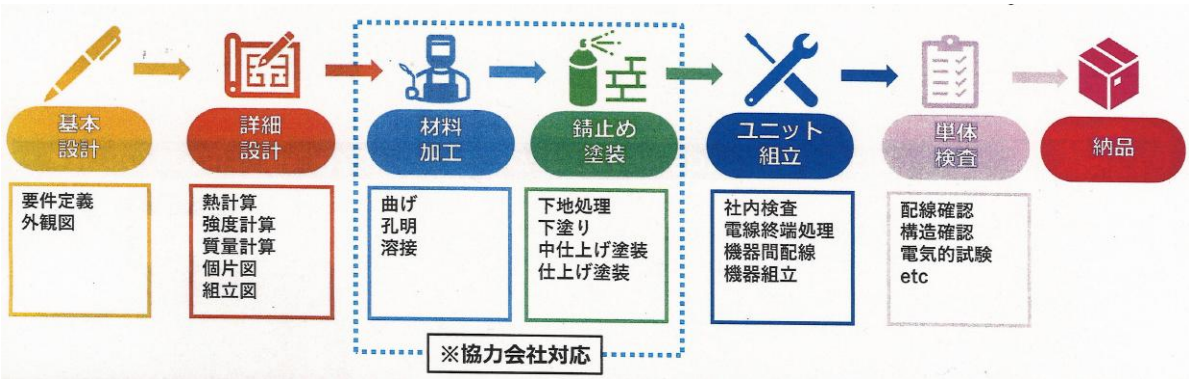

c. 社内検査・現地検査

納入先である各省庁・高速道路会社・地方自治体等の要求仕様に基づき、システム及び各電子機器等に対して、機能性や設置場所での耐久性など様々な試験を行うことにより、システム稼働の安定性・耐久性等を確認している。

（防水試験）



（絶縁耐圧試験）



（振動試験）



上記以外にも、当社では「防塵試験」「プローブによる外来固形物侵入試験」「塩水噴霧試験」「耐風速試験」「ＶCCI（情報技術装置等から発生する電磁妨害波に対する規制）試験」「静電気試験」等の試験を行っている。

d. 納入及び設置工事

上記の工程を経て完成した部材やユニットの設置場所（道路・空港・ダム・河川等）までの輸送は、主に運送業者に委託して行う。本事業は個別受注型の事業であり、大型プロジェクトでは一度に多数の輸送を行う必要があるため、輸送に関しては運送業者への委託により対応している。輸送された各部材やユニットの組立て及び設置工事は現地の電気設備工事業者への外注も利用しながら行い、監視カメラシステムを完成・稼働させている。　（当社建設業許可　電気通信工事業　神奈川県知事許可（般-4）第 78024 号）

(2) 商品事業

前述のシステム事業で培った技術を活用して「監視カメラ関連機器」「車輌ナンバー読み取りシステム」などの映像関連の自社製品の開発及び販売を行っている。（図表４参照）

（図表４：当社の主な自社製品）

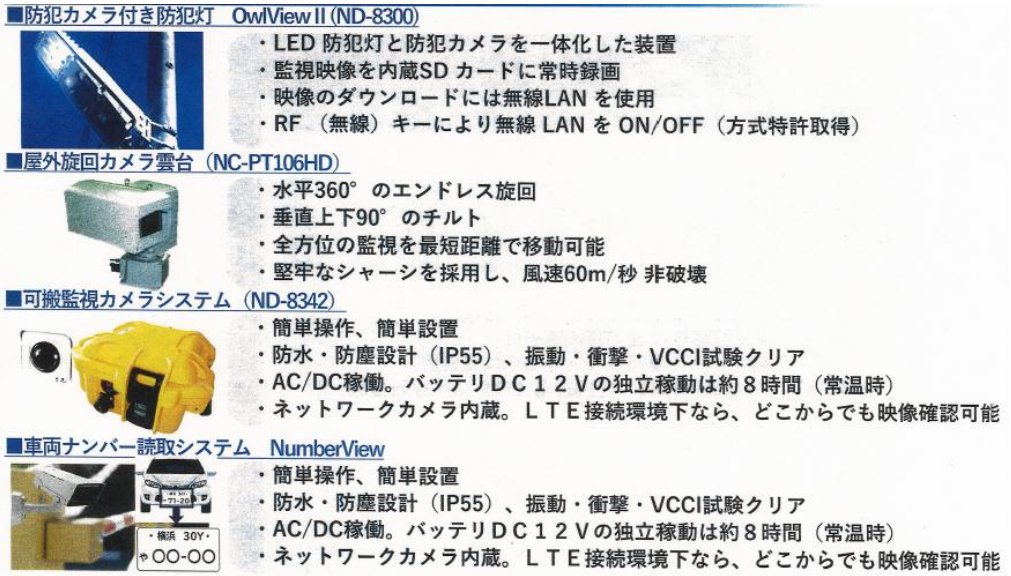

(3)　EMS（受託製造サービス）事業

この事業もシステム事業での実績や経験を活かし、各種の放送及び映像関連機器により構成されるシステムのユニット等の受託製造を行う。機器を収納する筐体を製造し、その筐体に電子機器等を設置して配線等を行うことにより放送・映像システムを構成する部材・ユニットの組立（ASSY）を行う。（図表 5 参照）

（図表 5:　当社の行っている主な受託製造業務）



なお、グループ会社である北海道日興電気通信株式会社では電子機器の基盤への実装(SMT　※4)業務も行っている。

※4 SMT: Surface Mount Technology の略。回路パターンを持つプリント基板の表面に電子デバイスを搭載し、基盤の電極とデバイスの電極をはんだ等で接合することにより電子回路基板を組み立てる技術。

(4) 支援・CS 事業

支援・CS 事業としては、全国 8 か所（千歳・札幌・仙台・群馬・横浜・名古屋・大阪・福岡　次頁図表 6 参照）に拠点を構え、主に以下の 2 つの事業を行っている。実際の業務は主に関係会社である北海道日興電気通信株式会社に委託している。

①　カスタマーサービス事業

NEC のサービスセンターとして、全国の個人・法人が利用するパソコン、及びプリンター等の周辺機器のヘルプデスクサービス業務（診断・修理・保守サービス）を提供している。当社で行っている他の業務と異なり、顧客個人が所有するパソコンを取り扱うため個人情報保護体制が強く求められる部署であり、当社の他の事業とは物理的に分離した環境で NEC の認定を受けた特定の従業員が本業務に従事している。なお、当社は情報マネジメントシステム（ISMS）に関して、ISO27001 の認証を受けている。

②　キッティングサービス事業

主に法人向けにパソコン・プリンタ・タブレット等電子デバイス類の購入からセットアップ作業（OS のインストール・必要なソフトウエアの導入・ネットワーク設定・セキュリティ対策等）及び保管・輸送・現地での設定や撤去

引取に至るまでの一連のキッティング作業を一括して対応している。

なお、この事業にて引取する電子機器類については個人情報保護方針を踏まえて対応しており、実際の廃棄等は機器別に分類して、メーカーや専門の廃棄物処理業者に処分を委託している。

（図表 6：当社グループが設置・運営している CS 拠点図）

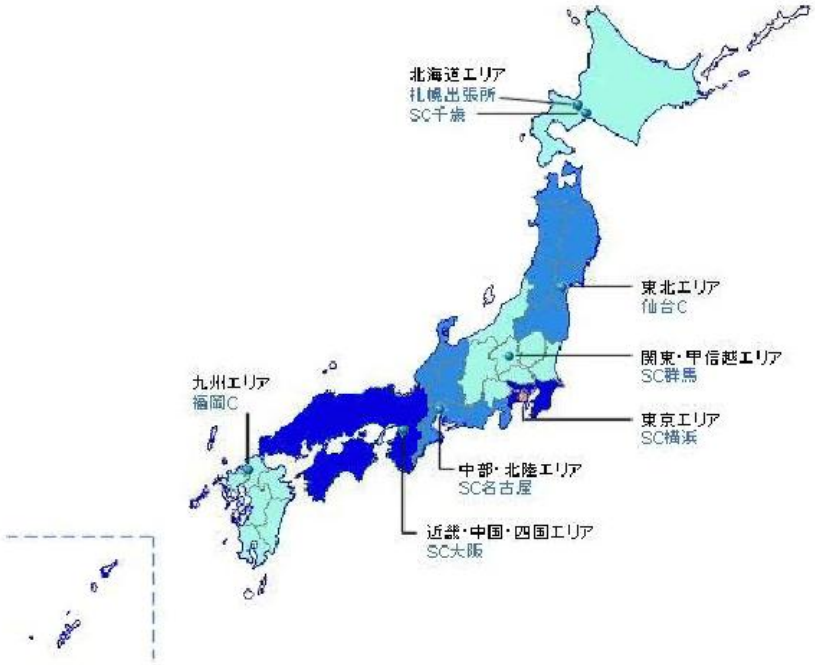

（本項目の画像は全て当社からの提供）

【2.1.3 事業拠点】

拠点名	住所	特徴
本社	東京都品川区西五反田七丁目 24 番 5 号 ONEST 西五反田スクエア 7 階	【主な業務】 グループ会社統括
横浜工場	神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 440 番地	【主な業務】 製造拠点（工場内にサービスセンター横浜あり）　総務・財務部門
札幌支店	北海道千歳市泉沢 1007 番地 132	【主な業務】 サービスセンター千歳の札幌サテライトオフィス
福岡営業所	福岡県福岡市博多区榎田二丁目 3 番 27 号	【主な業務】 サービスセンター福岡

（横浜工場）



（横浜工場内　製造フロア）



（横浜工場内　検査フロア）



（画像は当社から提供）

【2.1.4 当社の組織】

（図表 7：当社組織図）

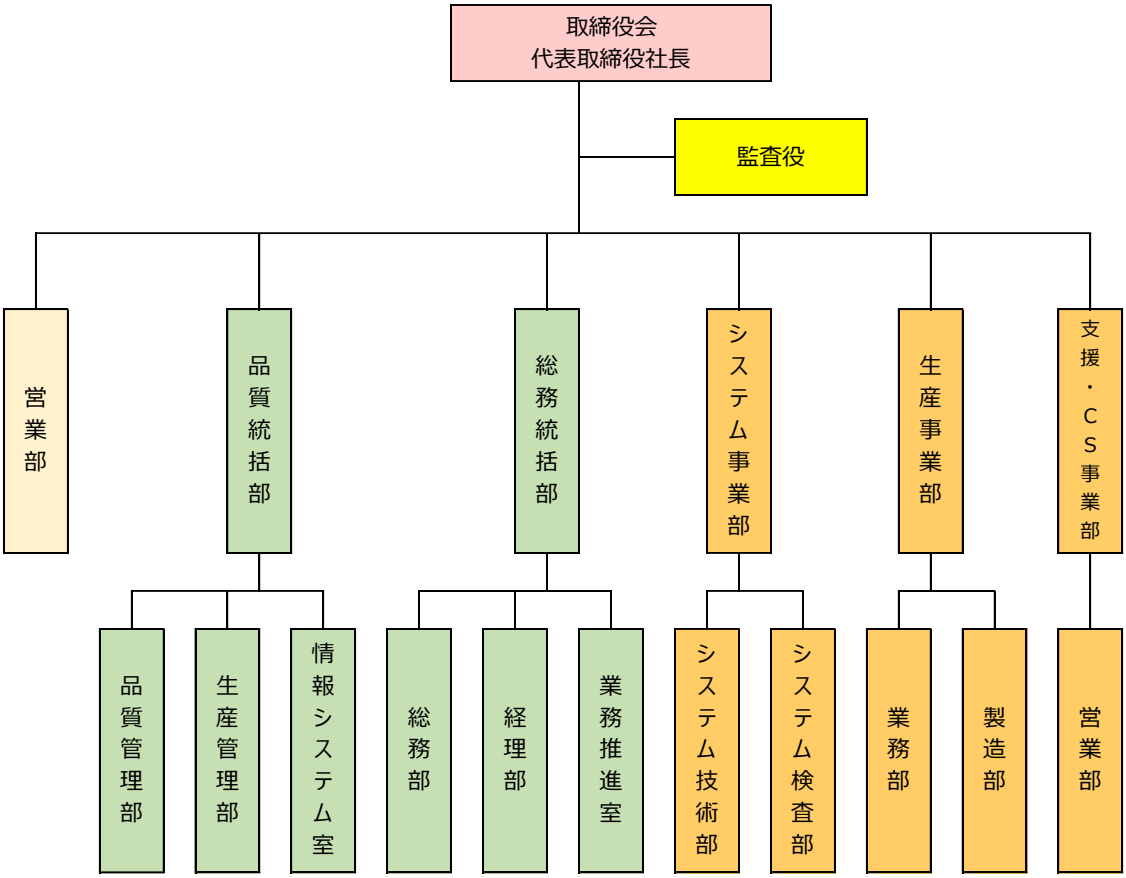

（当社からのヒヤリングにより商工中金経済研究所にて作成）

●主力のシステム事業は、主に営業部で受注活動を行い、システム事業部で「システム及び筐体の設計」を、生産事業部で「筐体の製造及び組立」を行っている。生産事業部ではそこで培った製造技術を活かし EMS 事業も行っており、現在その拡大に注力している。

●支援・CS 事業部では関係会社である北海道日興電気通信株式会社と連携し、全国に 8 か所ある拠点にてカスタマーサービス事業・キッティングサービス事業を展開している。

●CCTV 等の映像関連システムでは多数の電子機器（映像機器・録画機器・制御機器・電源装置等）を組み合わせて製造するため、調達部材の発注管理・生産管理・品質管理等は品質の確保・原価の低減等の上で重要な役割を持つ。

【2.1.5 保有する主な設備（機械・車輌）】

当社の事業は開発・設計及び組立等が主体であるため、製造工程で大きな製造設備は使用していない。よって当社の製造工程の動力源として電気・石油類・ガス等のエネルギー源を大きく使用することはない。

車両については 2.1.2(1)②d.記載のとおり、当社の事業では受注プロジェクト毎に多数の部材の輸送が必

要となる。常時一定の場所に大量の製品の納品を行うタイプの事業ではないため、輸送は外部の運送業者に委託して行うことが主体となっている。よって、車両に関して当社は営業や資材の調達で使用する普通車・バン・軽バン等を 10 台保有しているのみで、大型トラック等は保有していない。

【2.1.6 主な関係会社】

社名	住所	主な事業の内容
北海道日興電気通信株式会社	北海道千歳市泉沢 1007 番地 132	監視システム設計の支援。 EMS 事業。 支援・CS サービス等。
日興ソフトウエア株式会社	東京都品川区西五反田 七丁目 24 番 5 号	基幹・Web システム開発と放送局向けのシステム設計・検査・保守事業。
日興ビジネスサポート株式会社	東京都品川区西五反田 七丁目 24 番 5 号	生産・業務支援、システムの開発・保守に係る人材派遣業。

（関係会社　北海道日興電気通信株式会社の本社と同社の主要製造設備である SMT ライン）



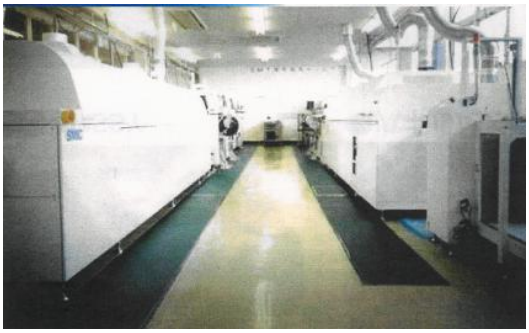

（画像は当社から提供）

【2.1.7 沿革】

1959 年 3 月	創業
1964 年 7 月	法人設立（資本金 500 万円 住所：東京都中央区新富町）
1966 年 11 月	東京都品川区大崎に本社を移転
1970 年 5 月	横浜工場開設（神奈川県横浜市青葉区）
1975 年 4 月	札幌営業所開設（昭和 52 年に支店昇格）
1981 年 4 月	東京営業部（東京都品川区大崎）を開設（平成 10 年に支店に昇格）
1990 年 4 月	日本電気株式会社の販売特約店になる（東京営業部及び札幌支店）
2004 年 5 月	大阪営業所開設（大阪府吹田市豊津町）
2005 年 11 月	仙台営業所開設
2007 年 5 月	福岡営業所開設（福岡県博多市博多区東比恵）
2010 年 5 月	販売本部東京営業部を横浜工場内に移転
2010 年 10 月	千歳・仙台・横浜にサービスセンター開設
2011 年 7 月	群馬・名古屋・大阪・広島・福岡にサービスセンター開設
2012 年 1 月	大阪営業所移転（大阪府大阪市淀川区西中島）
2012 年 11 月	福岡営業所移転（福岡県福岡市博多区榎田）
2016 年 4 月	名古屋営業所移転（愛知県名古屋市北区清水）
2024 年 9 月	本社移転（東京都品川区西五反田）

●2017 年 8 月 当社の画像鮮明化装置 Treasure BOX（ND-7828）により鮮明化処理された画像が夜間の路上強盗致傷事件の犯人検挙に繋がり、裁判証拠にも採用されたことから、埼玉県警から感謝状を受ける。







●2023 年 5 月 第 9 回横浜市 SDGs 認証制度「Y-SDGs 認証」を受ける。


横浜市 SDGs 認証 "Y-SDGs"
認 証 状
Y-SDGs
standard
日興電気通信株式会社 様
令和5年3月29日
横浜市長 山中 竹春

●2024 年 5 月「かながわ SDGs パートナー」に登録。


KANAGAWA SDGs PARTNER
かながわSDGs
パートナー登録証
日興電気通信株式会社 殿
「かながわSDGsパートナー」として登録します。
令和6年5月29日

（本項の画像は全て当社 HP より引用）

【2.2 業界動向】

【2.2.1 業界全体の概要】

(1) 監視カメラの市場規模及び需要予測について

監視カメラの国内市場規模（ベンダーによる出荷ベース）について、株式会社矢野経済研究所の調査によれば、2023 年度の実績は 1,999 億円と 2022 年度比で 110.9％増加している。同調査によれば「この市場は 2029 年度には 4,108 億円と現在の約 2 倍の規模にまで成長する」と予測している。

この需要をけん引するのは、画像解析システムの進化により、マーケティング・安全管理・交通管理・医療現場でのカメラの活用など、従来の主な監視カメラの用途であったセキュリティ以外にも用途が広がったこと、及びそれを支える IP カメラ（ネットワークカメラ）が進化していることである。上記調査では、IP カメラの今後の市場について、2023 年度の累計稼働台数が 440,000 台であるのに対し、2029 年度には 1,310,000 台まで増加する（297%の増加率）と予測している。

(2) 防犯カメラ等の普及率等について

監視カメラシステムの主要な用途である「防犯カメラの設置率（普及率）」に関しては、総合的な統計調査は見当たらない。但し、国内の防犯カメラの設置台数は約 500 万台程度と見込まれている。この数値から人口に対する設置台数を計算すると人口 1,000 人当たりの設置台数は約 39.5 台となる。これを諸外国と比較してみると、日本はアメリカの 152.8 台・イギリスの 75.2 台・ドイツの 62.7 台よりも低い水準にあることから、今後の伸びも期待できる分野であると見込まれる。（データは株式会社 USEN の公表資料を引用）

防犯カメラの設置について、統計資料がある個別の分野毎にみると、文部科学省の調査による「防犯カメラを設置している学校（全国の国公私立の小中高等学校、及び幼稚園等）」は 64.6%となっており、前回の調査から 0.3%増加している。（2023 年度：学校安全の推進に関する計画に係る調査結果 参照）

また、国土交通省の調査（2022 年）によれば、鉄道車両における防犯カメラの設置率は全国で 38.0%（52,500 両のうち約 20,000 両に設置）であるが、同省では 2023 年に、平均乗車率が 1 日 1 キロあたり 10 万人以上の区間を走行する新車両には防犯カメラの設置を義務付けている。

このように各分野での防犯カメラの設置がすすめられている。

なお、少し古い資料にはなるが、民間の警備保障会社である ALSOK が 2015 年に実施したアンケート調査では、自宅での防犯カメラの設置率は約 22%となっている。

(3) 当業界での雇用環境について

① 2025 年 9 月時点の厚生労働省 職業情報提供サイト（job tag）によれば、当社業種を含む電子機器組立業の有効求人倍率は 2024 年度で 2.62（全国ベース）で、同時期の全業種平均の 1.25 倍より高い水準にあり、企業にとっては厳しい雇用環境が続いている。同データによる当業界の労働者の平均年齢は 43.5 歳と国税庁の調査による労働者全体の平均年齢 47.0 歳(男性 47.1 歳・女性 47.0 歳)より若干低くなっている。また、当業種の平均的な年収は 428.7 万円であり、国税庁にて公表している 1 年を通じて勤務した給与所得者の一人あたりの平均給与額（460 万円）をやや下回る実績となっている。

② 当業界にて求められる技術・資格に関しては、ソフト開発関連では監視システムの制御に使用される言語

(C,　C ++ ,Python 等)や IP カメラの制御に使用される言語（java 等)での技術が求められる。その他の技術では、電子機器の組立や修理に必要な技能を証明する国家資格「電子機器組立技能士(1~3 級)」や防犯設備の設計・施工・維持管理及び防犯診断等を行う「防犯設備士」、電気工事業務を行うに必要な資格である「電気工事士(1 種、2 種)」等があげられる。

【2.2.2　当社製品・サービスの需要に関する動向】

(1) 公共分野における監視システム導入の動向

2.2.1 に記載のとおり、監視カメラの需要自体に大きな伸びが見込まれる中、当社のメインの事業領域である道路や河川・ダム管理及び港湾や空港向け等の公共インフラ向け監視システムにおいても、環境情報の分析や国土強靭化・災害からの安全確保等の観点から、明確な数値計画を示す資料はないものの、後述 2.2.3 に記載した国の施策等もあり、国・地方公共団体や各事業主体での監視カメラシステムへの積極的な投資姿勢がうかがえる。

(2) 監視カメラ業界の競争環境

監視カメラの業界においても中国メーカーの台頭が目立っている。中国は国内の監視カメラの設置台数が、2019 年時点で 2 億台と世界の中でも多く設置されている国である。その中国のメーカーである Hikvision（ハイクビジョン）と Dahua Technology(ダーファテクノロジー)の 2 社で世界の監視カメラ業界の約 5 割程度のシェアを占めているといわれ、この 2 社は世界各地で監視カメラシステムの大型プロジェクトに参画している。

日本の監視カメラ市場ではパナソニック、キャノン、ソニー等の国内メーカーが上位を占めているが、上記 2 社他海外メーカーの国内の監視カメラ市場への進出も進んでいる。

【2.2.3 当社の事業に関係する法令、政策（国の方針）に関する動向等】

(1) 関係する国の施策・方針等

①防災・減災・国土強靭化にむけた取り組み

我が国では度重なる自然災害への対応として、東日本大震災を契機に 2013 年に国土強靭化基本法を制定し、大規模自然災害から国民の生命・財産・生活を守るため、国及び地方公共団体が国土の強靭化を総合的かつ計画的に推進することを定めている。同法に基づき国・地方公共団体では、河川等の自然環境に対する監視用にカメラを設置など監視カメラの活用をすすめている。

2023 年 6 月には、国は国土強靭化基本法を改正、併せて内閣府にて国土強靭化基本計画の見直しを実施して、国土強靭化への取り組みを強化している。その中で「デジタル等新技術の活用に国土強靭化施策の高度化」を新施策として追加し、監視カメラに関して、AI による画像解析等の活用を取り入れている。

2025 年 6 月には改正国土強靭化基本法に基づき、国は 2025 年までを期限とする「5 か年加速化対策」にかわる「第 1 次国土強靭化実施中期計画（2025～2030 年）」を閣議決定し、20 兆円規模の事業計画で国土の更なる強靭化を図っていく方針としている。（次頁　図表 8 参照）

（図表 8：国土強靭化基本計画の概要）



3



4

（国土交通省 HP より引用）

②その他の指針等

監視カメラ・防犯カメラの利用に関する国の指針としては「カメラ画像利活用ガイドブック VER3.0(2022 年 経済産業省)」や「防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン（2014 年 警察庁）」等がある。

【2.2.4 当社の製造技術に関する動向】

(1) IP カメラの成長について

2.2.1(1)に記載のとおり、監視カメラ業界は IP カメラが急速に普及し、今後も大きく伸張するもの見られている。「IP カメラ（ネットワークカメラ）」とはカメラ自体がコンピュータとしての機能を持ち、個々の IP アドレスを持つカメラのことである。個々の IP カメラへのアクセスを許可されたユーザーは、標準的な IP ベースのネットワークインフラ（Wi-Fi・インターネット回線等）を経由してどこからでもライブ画像を見たり、保存したり、管理することが可能となる。また IP カメラは画像だけでなく、音声やデジタル入出力・シリアルポートなどの情報も同じネットワーク経由で送信することができる。また従来のカメラと異なり双方向での通信も可能となる。

但し、現時点では従来のカメラ（アナログカメラ・デジタルカメラ）よりややカメラ本体が高価である他、下記のような一定の制約があるため、当面は従来型の監視カメラシステムとの棲み分けがあるものと思われる。

●屋外での耐久性での課題：当社の事業領域である監視カメラシステムは屋外の道路・河川・ダム・火山・空港等で活用されることが多く温度・湿度・振動・風圧・埃等の環境下で設置されることが多い。(当社では前述 2.1.2(1)② c に記載のとおり様々な耐久性などのテストを行い、システムの安定稼働を確保している)

●データの長期離伝送性での課題：通常の監視カメラシステムでは撮影した画像を光伝送に転換して送信するため長距離（数㎞～数十㎞）の伝送が容易であるが、IP カメラで撮影した画像データを長距離に伝送するには中継器や電源供給設備等が必要となる。

●セキュリティでの課題：IP カメラはデータ転送にあたって、直接 IP ネットワークを経由することから脆弱性対応やファームウエアの更新等が必要となり様々な保守・メンテナンスが必要となる。（従来型の監視カメラシステムでは専用の LAN 回線（有線・無線）を使用するので脆弱性の点での懸念は少ない）

●既存のシステムとの整合性での課題：インフラ関連の監視システムでは、前述のとおり、国・地方公共団体等の各事業主が過去から投資してきた既存のシステムが存在するため、その更新にあたって IP カメラを導入することはシステム全体を交換・または調整をする必要がある。（なお、当社では発注者の要求に応じて、従来型のアナログカメラと IP カメラの両方タイプのカメラによる監視カメラシステムを設計・製造・納品している）

(2) 画像処理・AI 技術の活用

今後の監視カメラシステムにおいては、画像を監視・保存するだけでなく画像処理技術（解析・変換・抽出・認識する等の技術）を用いて、監視業務を高度化（省力化）することが求められてくる。また AI 技術を活用して、特定の人物の顔認証をおこなったり、多数の被写体の中から特定のオブジェクトを認識・検知し、更には行動パターンや異常行動を検知すること等が求められてくる。

（3）個人情報保護法との関連

「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報は個人情報に該当する（個人情報保護委員会：個人情報保護に関する法律についてのガイドライン　参照）」とされることから、撮影した画像も個人情報頬語法等に基づく保護の対象になる。今後、個人情報意識の高揚や、国際的な移動が日常化していく中では、我が国のみならず海外での個人情報保護規定に対する配慮が必要になると見込まれる。

【2.3 企業理念･経営方針等】

【PURPOSE（パーパス)】

日興電気通信株式会社の PURPOSE(パーパス)
Visual Network~映像とモノづくりの力で豊な社会の実現~

【VALUE（バリュー）】~PURPOSE（パーパス）を支える 4 つの VALUE（バリュー）

Happiness－幸福－
会社に関わる人々の幸せを追求します。 社員にとっては働く環境や働きがいを高める取り組みを行い、お客様にとっては安心感や満足度の高い製品やサービスの提供を目指します。
Collaboration―協働－
会社と社員が共通の目標に向かって支え合います。 会社と社員がビジョンを共有しグループ会社ビジネスパートナーと協働することで、より良い製品やサービスを提供することを目指します。
Evolution－進化―
会社と社員の成長と進化を推進します。 今まで培ってきた設計技術とモノづくりの製造ノウハウを基盤に、柔軟な考えで新しい領域に前進し続けます。
Trust－信頼－
会社に関わる人々から信頼されるように努めます。 責任感と誠実さをもって信頼ある組織を構築し、高品質の製品やサービスを提供することで、お客様との信頼を積み重ねる長期的な関係を築きます。

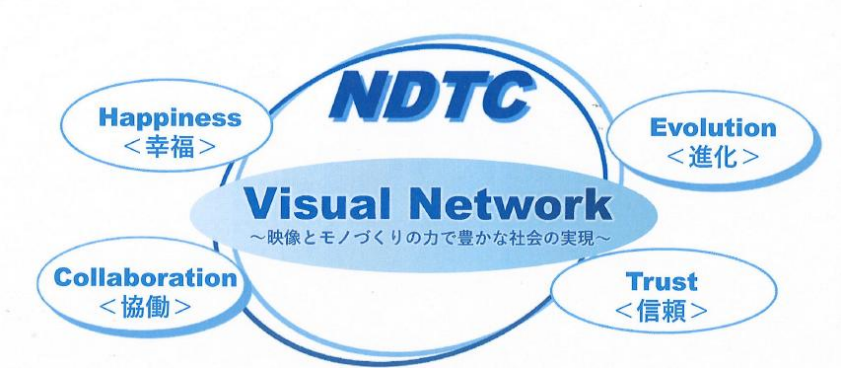

（画像は当社 CORPORATE PROFILE より引用）

【人権宣言（8 つの柱）】

＊人権宣言とは「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」および OECD 多国籍企業行動方針などを指示し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則に沿って考案した当社の方針のことです。

日興電気通信グループ（以下、当グループ）の人権方針には、8 つの柱があります。

①基本方針
当グループは「Visual Network~映像とモノづくりの力で豊な社会の実現～」のパーパスを掲げ、事業の実現のため、全ての「ステークホルダーの人権を尊重します。人権尊重を経営の基本原則の一つとし、国際的な基準を踏まえた適切な対応を実施します。
②適応範囲
本方針は、等グループの役員・社員に加え、事業活動に関わるお客さま、取引先（サプライヤー、パートナー企業など）も適応されます。また事業を通じて影響をうけるすべてのステークホルダーに対し、人権尊重の重要性を伝え、ともに推進していくことを目指します。
③国際規範への支持
上記（「人権宣言とは？」）の通り、当グループは人権尊重の考え方を国際的な枠組みに準拠し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則に沿った企業活動に励みます。
④人権デューデリジェンス（アセスメント）
事業活動やサプライチェーンにおける人権侵害の未然防止および影響の軽減のため、人権デューデリジェンスを実施します。また、継続的なモニタリングを行い、社会環境の変化や新たなリスクに対応できる仕組みを整えていきます。
⑤ステークホルダーとの対話
差別の排除・ハラスメントの防止・労働者の権利の尊重の 3 つを課題とし、すべてのステークホルダーとの適切な対話を通じて、人権尊重の取り組みを推進、改善します。
⑥救済と是正
人権侵害の懸念が発生した場合、必要な救済措置を講じます。また、問題の発生を未然に防ぐための仕組みを整備し、適切な是正措置を講じることで、人権リスクの低減を図ります。
⑦教育・訓練
人権に対する理解と意識の向上のため、役員・社員を対象とした教育・訓練を定期的に実施します。また、取引先やパートナー企業にも人権尊重の考え方を共有し、適切な対応を促します。
⑧情報開示
当グループは、透明性を確保するために、本方針の公開、取組の進捗状況の報告・人権リスクの評価結果の共有など、適切な情報開示を行います、そして、社会環境の変化」に対応しながら、継続的な改善を行っていきます。

【品質方針（ISO9001 認証取得済み）】

●顧客のニーズをとらえスピードと継続をもって品質の改善に取組み顧客に信頼される製品を常に提供する。

【環境方針（ISO14001 認証取得済み）

（環境方針）

●私達は、常に新しい、映像情報通信機器の事業活動をとおして、自然の営みを尊重し、環境の維持に 貢献出来る企業活動を行います。

１．人と自然に優しい環境優先の行動

２．全員参加の環境管理活動

(行動指針)

１．開発・設計・生産およびサービスを通じ、省資源、省エネルギーの推進と環境に配慮した製品の提供に努める。

２．当社の環境側面に関係して、適用可能な国、地方自治体などの環境規制と、当社が同意するその他の要求事項を順守する。

３．環境方針を達成するために、目的および目標を設定し、文書化して毎年、年度始めに見直し、継続的な改善と汚染の予防をはかる。

４．環境方針は全社員および構成員に周知徹底し、社外に開示する

【情報セキュリティに対する基本方針（ISO/IEC27001 認証取得済み）

●当社は高度な技術力と豊富な製造ノウハウで信頼性の高い製品、最適なソリューション・サービスをお客様に提供してまいります。

この実現のために、お客様やお取引先様からお預かりした情報資産および当社の情報資産を守ることが責務と考え、 ここに情報セキュリティ基本方針を定め、実施することを宣言します

【労働安全衛生に関する方針】

労働安全衛生に関しては、当社は年度毎に年間目標を定め、労働災害発生防止及び健康管理の推進を図っている。

●令和 7 年度 年間目標：柔軟なワークライフマネジメントで心と体の健康維持。

【サステナビリティに対する取り組み】

当社はサステナビリティに対しても積極的に取り組んでおり、次頁（図表 9）に記載の SDGs への取り組みを掲げ、2023 年 5 月に「横浜市 SDGs 認証制度(※5)」によるスタンダード認証を取得している。また 2024 年 5 月には「かながわ SDGs パートナー登録(※6)」も行っている。

※5 横浜市 SDGs 認証制度：横浜市が SDGs 達成に向けて取り組む事業者を認証し、持続可能な経営・運営への転換、新たな顧客や取引先の拡大、さらには投資家や金融機関の ESG 投資等への判断の活用につなげることを目的に創設された制度。「環境」「社会」「ガバナンス」及び「地域」の 4 つの分野・30 項目で

評価を実施し、各評価項目における取組の熟度によって評価点数が決まり、その数値により 3 つの認定区分（「標準（スタンダード）」「上位（スーペリア）「最上位（スプリーム）」で認証が行われる、認証期間は 4 年間である。（この制度では、期間中の認証の変更は可能となっており、当社では現在、「上位（スーペリア）」での認証取得を目指している）

※6 かながわ SDGs パートナー登録：神奈川県が SDGs への取り組みをしている企業等を「かながわ SDGs パートナー」として登録し、県とパートナー企業が連携して SDGs に関する取り組みを行うとともに、パートナー間の連携を県が後押しする制度。

（図表 9:当社の掲げる SDGs への取り組み）



（画像は当社 HP より引用）

【2.4 事業活動】

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【2.4.1 自然環境面（プラネタリーバウンダリー）に関する取り組み】

(1) 当社製品、サービスの提供による自然環境への取り組み

当社の監視カメラシステムは河川・ダム等の治水事業や箱根山などの火山活動の監視にも活用されており、監視カメラの技術をとおして自然環境の保護や自然災害の発生の防止に貢献している。

(2) 製品の製造工程における自然環境への取り組み

①動力（電力等）に関する取り組み（GHG 削減への取り組み含む）

2.1.5 に記載のとおり、当社での製造工程は、設計・開発や手作業による組立(ASSY)が主体であり、製造設備の動力として電気・石油類・ガス等を使用することは少ないが、照明・空調用としては電力を使用している。このうち照明について横浜工場内では、既に LED 照明に転換済みである。また空調についても横浜工場の延べ床面積は 2,917.21 ㎡と広いが、高効率空調設備に更新済みであり、電力消費の削減及び GHG 排出量削減への取り組みが行われている。

なお、当社では下記図表 10 のとおり scope1+2 での CO2 排出量（LP ガス・ガソリン・電気の 3 種のエネルギー消費量から換算して算出）を可視化し、2030 年までに、2018 年度実績(140.0t-CO2)対比で 50%削減することを目標に削減に取り組んでいる。

（図表 10：当社の CO2 排出量実績）

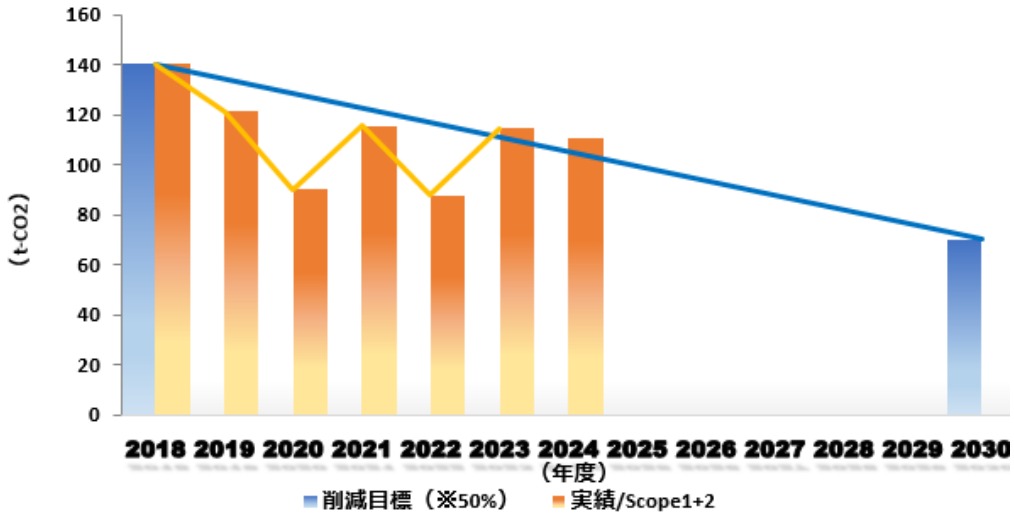

（画像は当社から提供）

②水（取水・排水）に関する取り組み

2.1.5 に記載のとおり、当社の製造工程では製品の洗浄や冷却等のため大量の水を使用することはない。よって、当社の事業での水の使用は、食堂や日常的な使用で上下水道を使用することが主体となる。

③大気に関する取り組み（GHG を除く）

2.1.2（1）②ｂ及びｄに記載のとおり、当社の製造工程や物流工程で大気中に有害な化学物質や粉塵・煤塵等を放出することはない。

④廃棄物の発生、及び資源の有効活用に関する取り組み（再生資源の活用・リサイクルへの取り組み等）

2.1.2（1）②に記載のとおり、当社の製造工程は配線・組立等が中心であり、製造工程においてもリサイクルが可能な排出物が発生する余地は少ない（配線作業等で生じる金属屑については基本的に種類別に分別し有価物として処理を行っている）。一方、システムの構築においては、多数の電子機器等を使用するため、「設計開発プロセス」「生産管理・資材プロセス」「受入品質（後工程への不良部品流出）」「製造プロセス品質」等における不良品の発生は環境負担や原価管理上大きな負担となってくる。このため当社ではこれらの不良の発生について ISO9001 及び 14001 の要求水準に沿って QMS・EMS を行っている。結果、不良発生率は失敗コスト売上高対比では 0.05%、製造プロセス品質（製造・システム）も顧客からの品質指摘件数は月 1 件以下と少なく、高い品質を維持しており、不良品の発生からの廃棄物の発生も少ない。結果、当社の製造工程から発生する産業廃棄物は、基本的に仕入商品や製品の梱包等で使用される「廃プラスチック類」が主体であり、その排出量は年間 1.4t 程度（令和 6 年度実績）程度である。

⑤ グリーン調達への取り組み

当社では製品の設計、製造についてグリーン調達法に基づき、発注者の要求水準にあわせたグリーン調達適合品をシステムの設計の中に取り入れている。

(3) その他の取り組み

① 再生可能エネルギーの活用への取り組み

当社では施設の構造上の問題及び回収率等を勘案し、現時点では太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を設置していないが、今後の発電技術の進展を踏まえ、必要に応じ設備の設置を検討していく方針である。

② 物流での取り組み

2.1.5 に記載のとおり当社の製品の物流は大型トラック等による定期的な大量輸送を行ってはいない。また営業用等で所有する車輌（10 台）は大気汚染防止法及び道路車輌運送法に基づく平成 21 年排出ガス規制（ポスト新長期）対応車であり、自動車での排気ガス規制に対する一般的な取り組みは行われている。

③ DX 化への取り組み（紙の削減）

現在、人事労務管理・請求書管理・経費生産システム等でのクラウド化への対応は行われている。

④ その他（開発行為等に関する取り組み）

当社では土地の開発行為を伴う事業用地等の不動産開発は行っていない。また、当社の事業用地から自然環境の持続可能性に影響を与える排出物等は発生していない。

【2.4.2 社会面（個人のニーズ）に関する取り組み】

(1) 働きやすい職場環境づくりへの取り組み

① ワークライフバランスの拡充への取り組み

a. 所定休日、有給休暇取得に関する取り組み

当社は日曜日・祝日・年末年始を所定の休日とする週休二日制を採用しており、年間の休日は概ね 120 日以上となっている。従業員への有給休暇の付与についても法令に沿って付与されており、残日数の翌年への繰り越しも規定化されている。その他、半日単位の有給休暇や年次有給休暇の時間単位の付与、及び特別有給休暇についても規定化されている。なお、年 5 日の有給休暇に関しては全従業員が取得している。

従業員の有給休暇の取得率は 81%で一人当たりの年間の有給休暇取得日数は 8.2 日(2025 年 4 月期実績)である。有給休暇の取得に関しては年に数回、取得状況を各管理職に回付し、未取得者については管理職により呼びかけを行う等の取得促進に向けた方策も講じられている。総じて、休日・休暇取得に関して、制度・運用の両面で十分な態勢がとられている。

b. 時間外勤務等勤務時間に関する取り組み

当社労働者の所定の時間は 8 時間（日勤）である。36 協定（特別条項有）を締結し、時間外勤務を行うこともある。時間外勤務に対する賃金の割増率も法定どおり規定されている。

従業員の月あたりの平均時間外勤務時間は 10.1 時間（2025 年 4 月期実績）で、月平均 80 時間を超える時間外勤務を行っている従業員がでないような取り組みがされている。

時間外勤務削減への取り組みについても、当月の長時間勤務者のリストを回覧し、当該部署の管理職が確認や該当者への呼びかけを行うことによるマネジメントが行われている。

c. 育児・介護休業制度に関する取り組み

育児・介護休業等については社内規定を設け対象者の管理及び呼びかけ等を行っており、対象者が法令に沿って従業員が制度を利用できる体制をとっている。

なお、育児・介護休業制度の利用実績の前年度実績が以下のとおりである。

育児休業	（対象者）	2 名	（取得者）	2 名（男性 1 名、女性 1 名）
介護休業			（取得者）	2 名

d. 規定類の整備状況（人事労務管理面でのシステム対応含む）

就業規則等の労務関連に関する社内規定は経営陣も確認し、法令改正への対応も都度行われている。勤怠管理についてはタイムカードに基づく勤怠管理を行い、人事労務管理システムにより時間外勤務状況、有給休暇取得状況等は管理されている。（前述 b.記載のとおり、管理職に回覧され組織的なマネジメントの資料として活用されている）

② 働きやすい職場環境づくりに向けた態勢整備に関する取り組み

a. 人事・給与制度等に関する取り組み（退職金制度含む）

給与については給与に関する規定に基づき、組織的な人事評価を踏まえて昇給等の決定を行っている。昇給については年 1 回行われ、業績に基づく賞与については年 2 回支給される制度となっている。退職金につい

ては確定給付型の年金制度をとっている。（確定拠出年金の運用についての従業員教育も実施している）

b. 従業員エンゲージメント、企業カルチャー、従業員との対話に関する取り組み

当社では、2.3 に記載のとおり、社内にて人権宣言を規定し、従業員の人権に配慮した経営を行っている。その点も踏まえ、2 年に一度、社内にて当社独自の従業員アンケート（パルスサーベイ）を実施し、従業員の意識の水準や変化をモニタリングしている。

c. その他（ハラスメント対応・内部通報に関する取り組み）

セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等各種ハラスメントについては社内での方針を規定化し、通報窓口を定め、社内に周知することにより各種ハラスメントの防止及び働きやすい環境作りを心掛けている。また月次で定例的にハラスメント会議を行い、事例の確認や周知を含む研修等の社内対策を行い、ハラスメントの発生防止に取り組んでいる。

③ 賃金に関する取り組み

賃金に関しては上記 a.に記載のとおり制度的な運用が行われているが、近時は物価上昇率・社会情勢等を勘案し毎年一定の賃金上昇を行っている（前年度はベアで３%の賃上げを行っている）

④ 雇用に関する取り組み（平均勤続年数含む）

採用については新卒採用に関しては社会一般の中小企業での採用環境と同様、厳しい環境にあるが、中途採用は大企業の退職者等の採用等の取組により、順調な実績を上げている。

また、前述の取り組み等の結果、当社の平均勤続年数は、正社員が 17 年（男性が 19 年、女性が８年）とかなり安定した雇用実績を上げている。（平均 15.7 年）

⑤ 人材育成に関する取り組み

a. 法定講習等(免許・技能講習・特別教育等)の取得、管理への取り組み

当社では第一種衛生管理者やフォークリフト（１t 以上）運転技能講習・高所作業車運転技能講習及び有機溶剤取扱主任者等労働安全衛生法等で業務実施の際に事業主に確認が義務付けられている免許取得・技能講習の受講・特別教育の実施や電気工事士(第 2 種)や危険物取扱主任者（丙種）等各法令により業務従事者に取得が定められている免許・資格等については会社にて管理を行い、取得費用等は会社負担で従業員の資格取得をサポートするとともに、労働安全衛生の推進を図っている。

b. その他技能等の向上に関する育成への取り組み（外部研修等の活用含む）

上記の様な法令に基づく資格（免許・講習の受講等）以外の従業員の技能習得・人材開発に資するような講習の受講や資格の取得については、情報処理やシステム関連・簿記・会計種技能検定等の製造関連以外の講習・資格等も含め 100 以上の多様なジャンルの資格を社内推奨資格として従業員に周知し、資格取得費用等の支援や取得した資格に応じた手当支給などを実施することにより、従業員の自己啓発による技能・技術の習得や向上をサポートしている。

c. 社内の育成環境の整備への取り組み

その他、ISO9001 等の要求に沿って、作業の標準化を行っている。会社としては「自分の分身をつくれ」との

スローガンのもと「作業の標準化・多能工化」に取り組んでいる。このように作業手順書等の整備をしているものの、当社の事業は個別受注に基づく製造が主体であるため手順は多様であることから、技能の継承については OJT による技術習得を基本としている。一方、管理者養成については外部知見も取り入れ、有効な管理職育成についての体制作りに注力中である。

⑥ 福利厚生に関する取り組み

a. 社会保険制度による福利厚生への取り組み

各種保健（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）の適用事業所として法令に基づく老齢・傷病・遺族に対する補償が行われている。その他、民間保険による法定外の補償の給付についても対応できる体制をとっている。

b. その他の福利厚生制度（健康管理等）への取り組み

社員に対する福利厚生としては上記 a.記載の法令等に基づく補償等の他、以下の制度を設けている。

・新入社員に対する住居費（アパート代）の支援：当社に入社した社員については大卒であれば 2 年間、高卒であれば 3 年間居住する社宅（アパート等）の家賃補助を行い、住居費の支援を行っている。

・昼食については所得税法に基づく補助を行っている。

・奨学金の返済負担を有する従業員については一定の条件の下で、その奨学金を当社が直接返済する制度（奨学金返済支援制度）を設け、2024 年度は 1 名の社員がこの制度を利用している。

・保養所等の従業員が利用できる福利厚生施設は、会社が加入する協会けんぽの福利厚生施設の他、当社グループ独自の保養施設を北海道に有し、当社グループの従業員の福利厚生に供している。

⑦ 労働安全衛生に関する取り組み

a. 労働災害発生防止面（労働安全衛生法他）での取り組み

当社では 2.3 に記載のとおり、年度毎に労働安全に関する全社の年間目標と各部の重点課題を定め、毎月、安全衛生環境委員会を開催して社内の労働安全衛生の防止（安全パトロールや他社事例の紹介等）、健康管理、衛生管理等に関する労使での対話および改善策の検討を行っている。

当社の製造工程は 2 .1.2 の各項目で記載のとおり開発・設計や組立及び設置が中心であり、製造機械等による不安全状態下での作業はあまりないため、労働災害発生の発生件数は少なく、過去 3 年間で業務上の労働災害（休業災害）の発生件数は 0 件である。（重大な労働災害は発生していない）

b. 健康管理面

従業員の定期健康診の受信率は 100%である（深夜業等特定業務による健康診断の対象者はいない）。従業員に対し、年 1 回のストレスチェックも実施済みである。

健康増進法に基づく社内禁煙は外部での喫煙場所の設置という形で実施している。

⑧ダイバーシティへの取り組み

a. 女性活躍推進への取り組み

女性従業員の雇用実績については以下のとおりである。

・総従業員 100 名のうち 19 名が女性従業員（女性比率は 19.0%）である。　業界平均 22.7%
・正社員　94 名のうち 15 名が女性従業員（女性比率は 15.9%）である。　業界平均 16.8%
・管理職　39 名のうち女性管理職は 0 名である。　業界平均 3.6%

当社では女性活躍推進については女性活躍推進法の趣旨に沿って適材適所で対応を行っていく方針である。
＊業界平均は 2024 年 6 月に厚生労働省から発出された女性活躍推進法認定基準における「平均値」

b. 外国人雇用への取り組み

当社の事業では、外国人技能実習生（電子機器組み立て）、特定技能制度（工業製品製造業（②電気・電子機器組立区分））として、外国人労働者が技能実習生・特定技能制度により就労することは可能であるが、現時点では当社には外国人就労者はいない。今後は事業の特性を踏まえて検討を行う方針である。

c. 高齢者雇用への取り組み

当社の人事労務規程上は 60 歳を定年年齢とし、その後 70 歳まで再雇用にて継続雇用を行う制度を設けている。現在 4 名の 65 歳以上の従業員雇用実績がある。今後も高齢者の特性を踏まえた労働環境整備を行い、高齢者の雇用に取り組んでいく方針である。

d. 障がい者等の雇用への取り組み

現在、2 名の障害者雇用実績があり、検品や事務作業業務に従事している。（法定雇用率は充足）

(2) その他の取り組み

①データプライバシー（個人情報保護・情報漏洩）への取り組み

当社は前述 2.1.2（４）記載のとおり、支援・ＣＳ事業として、全国 8 か所に拠点を設け、NEC の PC サービスセンターとしてヘルプデスク等のサービスを提供している。そこでは修理対応として顧客個人の PC を預かる業務等も行っていることから、個人情報保護に対しては厳格な管理を行っている。社内のサービスセンター部門の作業域は他の作業域とは物理的に分離し、当該場所への立ち入りは NEC の承認を得た社員のみが立ち入りを許可される体制としている。個人情報に関しては会社にてプライバシーポリシーを定め、HP にて公表を行うことにより、個人情報保護の体制を整備している。また情報セキュリティに関する国際基準である ISO27001 の認証を取得し、情報セキュリティに強化にも取り組んでいる。なお、過去 3 年間で個人情報の漏洩事象は無い。

主力事業のシステム事業において、監視カメラにて撮影・録画される個人の画像等は個人情報に該当するが、当社はメーカーであり監視カメラシステム等の所有者・運営者ではないためその画像に関する個人情報の保護責任を直接負うわけではないが、その設計にあたっては個人情報保護にも十分配慮した設計を行っている。

現在、関係会社においても ISO27001 の取得を目指しており、グループ全体での更なる個人情報保護体制の強化を図っている。

②災害発生時等に関する BCP への取り組み

緊急時の連絡網の整備をはじめ、大規模災害等発生時の対応策は策定済みである。

【2.4.3　社会環境（人間の集団的ニーズ）に関する取り組み】

(1) 社会インフラの安定的な稼働に寄与する監視カメラシステム等の提供への取り組み

①交通や消防・警察等社会インフラの安定的な稼働への寄与に関する取り組み

当社の CCT「Ｖシステム等は交通（道路・鉄道・空港）システム及び治水・警察・消防・国防等社会インフラに関連した監視カメラシステムの提供し、それらのインフラの正常な稼働に貢献している。

②防犯システム等地域の暮らしを守るシステムの提供への取り組み

当社の監視カメラシステムは公共施設等の監視だけでなく、地域の住民の防犯にも活用されている（2.1.7 記載のとおり、過去には実際の犯罪検挙に貢献した事例もある)。また、2.1.2（2）に記載した最新の当社の自社商品である「OwlViewⅡ（防犯カメラ付き防犯灯）」は電柱やポールに配線工事のみで設置ができる防犯システムである。microSDXC カードへの録画装置を内蔵し、無線 LAN による遠隔地での画像確認も可能である商品であり、地域の防犯に寄与している。

(2) 零細・中小企業の繁栄等に関する取り組み

当社は資材の調達や、製造業務の発注および監視カメラ等の現地での設置工事等で多数の個人企や中小企業との取引があるが、下請法等の趣旨を順守し中小企業との繁栄に資する業務を行っている。

(3) 地域社会への取り組み

① 当社は、横浜工場の所在する横浜市青葉区鴨志田町(※7）に対し、当社製品である「防犯灯付き防犯カメラ」を寄贈するなど、地元地域の防犯に対し貢献を行っている。

② また、当社では地域の複数の福祉作業所から従業員の昼食やおやつを購入し配達を受けているなど、個元の福祉施設等の支援やそこで働く従業員の方とのふれあいも配慮した運営を行っている。

※7　：当地は東急田園都市線青葉台駅から拡がる閑静な住宅地の一部である。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）			
	紛　争	現代奴隷	児童労働
	データプライバシー	自然災害	健康および安全性
	水	食　料	エネルギー
	住　居	健康と衛生	教　育
	移動手段	情　報	コネクティビティ
	文化と伝統	ファイナンス	雇　用
	賃　金	社会的保護	ジェンダー平等
	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）			
	法の支配	市民的自由	セクターの多様性
	零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）			
	気候の安定性	水　域	大　気
	土　壌	生物種	生息地
	資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大　青：ネガティブ緩和　緑：ポジティブ/ネガティブ双方　のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	事務用機械器具の製造（2817） 電気設備業（4321）
ポジティブ・インパクト	エネルギー、住居、コネクティビティ、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、自然災害、健康および安全性、賃金、社会的保護、民族・人種平等、その他の社会的弱者、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
教育	➢ その他技能等の向上に関する育成への取り組み（外部研修等の活用含む） ➢ 社内の育成環境の整備への取り組み
雇用	➢ 雇用に関する取り組み
賃金	➢ その他技能の向上に関する育成への取り組み（外部研修等の活用含む）（資格手当部分）
零細・中小企業の繁栄	➢ 零細・中小企業の繁栄等に関する取り組み
インフラ	➢ 交通や消防・警察等社会インフラの安定的な稼働への寄与に関する取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
自然災害	➢ 災害発生時等に関する BCP への取り組み
健康および安全性	➢ ワークライフバランスの拡充への取り組み ➢ 働きやすい職場環境づくりに向けた態勢整備に関する取り組み ➢ 法定講習等（免許・技能講習・特別教育等）の取得・管理への取り組み ➢ 労働安全衛生に関する取り組み
賃金	➢ 賃金に関する取り組み
社会的保護	➢ 雇用に関する取り組み（平均勤続年数含む） ➢ その他技能の向上に関する育成への取り組み（外部研修等の活用含む）（取得費用の負担部分） ➢ 福利厚生に関する取り組み
気候の安定性	➢ 動力（電力等）に関する取り組み（GHG 削減への取り組み含む） ➢ 再生可能エネルギーの活用への取り組み
大気	➢ 物流での取り組み
資源強度	➢ 動力（電力等）に関する取り組み（GHG 削減への取り組み含む） ➢ 廃棄物の発生、及び資源の有効活用に関する取り組み ➢ 再生可能エネルギーの活用への取り組み
廃棄物	➢ 廃棄物の発生、及び資源の有効活用に関する取り組み ➢ DX 化への取り組み（紙の削減）

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
雇用 （ポジティブ・インパクト） 年齢差別 （ネガティブ・インパクト）	高齢者雇用への取り組み

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

＜ポジティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
エネルギー	➢ 当社の事業は監視カメラシステム等の製造であり、発電所・ダム等のエネルギーを発生する施設に関するシステムの取扱実績もあるが、エネルギーへのアクセスを直接容易にする事業を行うものではない。
住居	➢ 当社の事業は公共施設用の監視カメラシステムの製造である。住居の防犯に関連するシステム、製品の取扱はあるが、住居そのものに関する事業ではない。
コネクティビティ	➢ 当社の事業が監視カメラシステム等の製造であり、広く一般に情報通信技術の普及に寄与するものではない。
賃金	➢ ネガティブ・インパクトにて緩和を検討する。

＜ネガティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
現代奴隷	➢ 当社は労働基準法等法令に沿った雇用を行っており、強制労働等に該当する事実はない。 ➢ 当社では海外受注工事はなく、また、特定の海外・地域に生産委託・資材調達を依存していることもない。
民族・人種平等	➢ 当社は性別・国籍・年齢等を問わない採用・雇用条件を整備しているが、業種の特性上、外国人雇用は行っていない。
その他の社会的弱者	➢ 当社は障害者雇用に関しては法定の雇用率を充足している。 ➢ 当社は性別・国籍・年齢等を問わない採用・雇用条件を整備しており、継続的に障がい者雇用にも取り組んでいる。
水域	➢ 2.4.1(2)②に記載のとおり、当社の製造工程の中で、洗浄・冷却等で多量の水を使用することはない。
土壌	➢ 当社で行う工事は監視カメラシステム等の設置工事が主体であり、土地の改良や生態系に影響を及ぼす工事を行うことはない。 ➢ 当社の製造工程からは汚泥を含む排出物が発生することはない。
生物種	➢ 当社の事業が直接、生態系に影響を及ぼすことはない。
生息地	➢ 当社の事業が直接、生態系に影響を及ぼすことはない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	**「教育」**		
取組内容（インパクト内容）	人材育成に関する取り組み		
KPI	**● 管理者養成に関する研修体制を 2027 年までに整備し、2030 年までにグループ全体で 30 名の次世代の管理職を養成する。 （2025 年 4 月時点の管理者数 39 名）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 外部の知見も活用し、管理職として求められる内容を整理する。 ➢ 上記で整理された内容に対する育成・評価システムを拡充し、研修や訓練、実践を繰り返すことにより管理職の育成スキルを社内に定着化させる。 ➢ システム面も整備し「数値の見える化」など、人事労務管理・業務管理に必要な体制を整備する。		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	

特定したインパクト	**「インフラ」**		
取組内容(インパクト内容)	➢ 社会インフラの安定的な稼働に寄与する監視カメラシステム等の提供の取り組み		
KPI	**● 暮らしやインフラを支える「システム事業」「EMS 事業」の事業拡大を拡大し 2030 年までに売上高 40 億円を達成する。 （2025 年 4 月期売上　35 億円）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 技術面では既存の技術の拡充、新技術として顔認証システムや AI 技術の活用を拡充し、社会の養成に併せたシステム構築力をあげていく。 ➢ 営業体制・営業力を強化する ➢ 開発すべき目標の達成に向けた具体的な要素（ヒト・モノ・カネ等）の整備を計画的に行う。		
貢献する SDGs ターゲット	11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	**「賃金」**		
取組内容（インパクト内容）	賃金に関する取り組み		
KPI	**● 毎期の賃金改定に関しては、社会情勢を勘案し、従業員の賃上げ率の平均が、年間の消費者物価指数（総合）の上昇を上回るレベルでの改定を行う。** **（参考）2024 年の年間消費者物価上昇率（総合）は 2.7%** **（2025 年 4 月 総務省公表資料）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 中期計画等に基づき、適正な収益及び人件費の財源を確保していく。 ➢ EMS 事業などの業績変動の少ない事業を着実に成長させ、安定した収益基盤を構築する。 ➢ 人事制度（評価・賃金制度等）の拡充を行い、従業員に納得性のある人事制度を構築していく。 ➢ 社会情勢に応じた賃金水準の見直しを随時行う。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	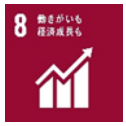

特定したインパクト	**「健康および安全性」**		
取組内容(インパクト内容)	ワークライフバランスの拡充への取り組み （働きやすい職場環境づくりに向けた態勢整備に関する取り組み） （労働安全衛生に関する取り組み）		
KPI	**① 毎期、労働災害(業務上の休業災害等)発生 0 件を継続する。 ② 2027 年 4 月期までに所属する健康保険組合(東京電子機械工業健康保険組合)にて健康経営宣言を行い、健保組合から健康優良企業（銀）の認定をうける。**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 健康診断の受診率 100%を継続し、結果に応じた必要な措置を講じる。 ➢ 社内での健康環境の整備、特に女性や高齢者等の作業環境・労働安全衛生に対応した体制を整備する。 ➢ 人権に配慮した経営を行い、ハラスメント等による従業員の心の健康を維持できる体制を継続する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	**「気候の安全性」「大気」「資源強度」**		
取組内容（インパクト内容）	動力（電力等）に関する取り組み（GHG 削減への取り組み含む）		
KPI	**● 2030 年度までに 2018 年度対比の CO2 排出量 50%削減を実現する。**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 日常的な省エネ活動を継続していく。 ➢ 所有する自動車の ＥＶ・HEＶ化や電気設備の効率化を継続的に検討していく。 ➢ 太陽光発電設備について随時検討を行っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	**「雇用（ポジティブ・インパクト）」** **「年齢差別（ネガティブ・インパクト）」**		
取組内容(インパクト内容)	ダイバーシティへの取り組み（高齢者雇用への取り組み）		
KPI	● **2030 年度までに 65 歳の高齢者の雇用環境（労働安全衛生）を整備し、10 名の高齢者雇用を行う。** **（2025 年４月時点の実績 ４名）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 高齢者の特性にあわせた勤務体系や職務分担の整備、及び健康管理・労働安全衛生を拡充していく。 ➢ 大企業出身者等、経験や技能を持つ他企業のOB の雇用および活用を活性化していく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	設定しない理由
自然災害	➢ 当社の工事部門は監視カメラ設備等の比較的小さな機器を設置する工事が主体であり、持続不可能な土地利用は行っていない。 ➢ 当社は既に大規模災害等に関する BCP について対策を検討済みであり、今後はそれの拡充や定着化に向けた取り組みが中心となるため、新たに KPI を設定した取り組みは行わない。
廃棄物	当社は廃棄物の排出実績は全体で年間 1.4t 程度である（工程は 2.4.1(2)④記載のとおり）。また排出の大半が仕入れ商品に係る包装資材（廃プラスチック等）であることから、当社側での管理は難しい。よって今後も廃棄物削減は行っていくものの、KPI を設定した新たな取り組みは行わない。

5.サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、山中社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、山中社長を最高責任者、濱下課長をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

（最高責任者）	代表取締役社長	山中　一生
（プロジェクト・リーダー）	生産事業部　製造部　課長	濵下　裕一
（事務局）	総務統括部　総務統括兼経理部　部長	石原　茂雄
	総務統括部　業務推進室　室長	江藤　伸一
	総務統括部　総務部	髙橋　由羽
（ＫＰＩ推進リーダー）	設定したＫＰＩごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉
株式会社商工中金経済研究所
主任コンサルタント　岩本　任史
〒105-0012
東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号　共生ビル
TEL: 03-3437-0182　FAX: 03-3437-0190